

八丈町農業委員会

第 1 2 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成29年3月24日(金) 9:00～11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：11名

会長	14	沖山 慶孝	委員	8	沖山 宗春
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	9	青木 保憲
委員	1	磯崎 正	〃	11	菊池 勝男
〃	2	伊勢崎 武二	〃	12	奥山 完己
〃	3	浅沼 實			
〃	5	菊池 國仁			
〃	7	菊池 家司			

4.農業委員欠席：3名、4番 浅沼 博之委員、6番 菊池 寛委員、10番 浅沼 大二郎委員

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	2	大澤 正雄	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			
〃	5	菊池 睦男			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名、3番 浅沼 隆章委員

7.会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：6名

11.傍聴人：なし

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第 1 2 回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが 1 番、2 番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局説明願います。

主査 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成 29 年 3 月 24 日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

・番号 1 ・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、337 m²

・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、132 m²

・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、16 m²

・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑

・農振区分、農振外 ・面積、158 m²

・4 筆合計 643 m²となります。

・譲渡人、名前 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できない為、農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できない為、農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できない為、農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できない為、農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、野菜、サツマイモ、ジャガイモ、ニンニク、メロン、八丈フルルメイ
続いて申請地の説明に移ります。番号 1 は資料の 2 ページの位置図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

右ページの3ページに農地図がございますので確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1の名前 さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積については、経営面積89.4アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号1について推進委員6番、補足説明をお願いします。

推進委員6番 農地の確認に行きましたところ適正であると思います。

議長 続いて番号1について農業委員2番、補足説明をお願いします。

農業委員2番 譲受人である名前 さんは認定農業者であり野菜を栽培しております。栽培方法を無農薬から通常の栽培方法へと変えることから耕作地の規模拡大を図りたいとの事ですので問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号は許可することに決しました。